

教育職員検定による隣接校種の教員免許状取得時の要件の見直し

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する文部科学省からの回答—

行政相談マスコット
キウーン

総務省行政評価局は、次の行政相談を受けて、行政苦情救済推進会議※に諮り、その意見を踏まえて、平成31年4月26日に文部科学省にあっせんしました。このあっせんについて、文部科学省から令和元年6月25日付けで回答を受領しました。

※ 総務省に申出のあった行政相談事案の処理に民間有識者の意見を反映させるための総務大臣の懇談会【別紙《参考》参照】

行政相談の要旨

私（小学校教諭の免許状を保有）は、文部科学大臣が日本の学校と同等であると認定した在外教育施設（日本人学校等）（以下「認定在外教育施設」という。）で勤務した後、教育職員検定により、隣接校種（注）である中学校教諭の免許状を取得しようとした。

しかし、認定在外教育施設での在職期間は、教育職員検定で必要な在職期間に含まず、要件を満たさないとされ、納得できない。

このため、教育職員検定の要件について、認定在外教育施設での在職期間が含まれるようにしてほしい。

（注）小学校であれば幼稚園及び中学校、中学校であれば小学校及び高等学校など

行政苦情推進会議の意見を踏まえた、 総務省（行政評価局）から文部科学省に対するあっせん要旨

教育職員検定により隣接校種の教員免許状を取得する際の要件である「保有する教員免許状により学校において良好な成績で勤務した最低在職期間」に、認定在外教育施設での在職期間を含める方向で、その必要性を検討すること。



文部科学省からの回答要旨

教育職員免許法第6条別表第8による教育職員検定における実務の検定において、認定在外教育施設における勤務経験を含めるためには、教育職員免許法の改正が必要【別紙①参照】。

平成31年4月の文部科学大臣から中央教育審議会への諮問では、「質の高い教師を確保し、資質向上を図るための養成・免許・採用・研修・勤務環境・人事計画等の在り方」についての検討をお願いしており【別紙②参照】、

あっせん内容についても、今後、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会における有識者の議論を踏まえ、必要な対応を行う。



<連絡先> 総務省行政評価局行政相談管理官室（飯塚、大野）

電話：03-5253-5425（直通）、FAX：03-5253-5426

E-mail: <https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

【別紙】

① 教育職員検定による教員免許状の取得に係る現行規定

【隣接校種の免許状を取得する際の実務の検定の場合】

既に教員免許状を保有している者が教育職員検定により隣接校種の免許状を取得する際の実務の検定では、保有する教員免許状により学校において良好な成績で勤務した最低在職期間として3年が必要とされるが（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第6条別表第8）、学校以外の教育施設についての定めはないため、認定在外教育施設での在職は当該在職期間に含まれない。

表 隣接校種の免許状の取得に係る要件（実務）【行政相談の例】

保有する免許状	取得しようとする免許状	良好な成績で勤務した 最低在職期間
		認定在外教育施設での在職期間 は含まれていない。
小学校教諭普通免許状	幼稚園教諭二種免許状	3年
	中学校教諭二種免許状	

（注）教育職員免許法第6条別表第8に基づき、当局が作成

② 「新しい時代の初等中等教育の在り方について」（平成31年4月17日 文部科学大臣から中央教育審議会への諮問(31文科初第49号)）<抜粋>

次に掲げる事項について、別添理由を添えて諮問します。

新しい時代の初等中等教育の在り方について

（理由）

（略）

具体的には、Society 5.0時代の到来に向けて、第3期教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定）、学校における働き方改革に関する総合的な方策に係る本年1月の中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」や、教育再生実行会議において同月に取りまとめ公表された第11次提言中間報告及びその後の検討状況も踏まえ、以下の事項を中心に御審議をお願いします。

（略）

第四に、これからの時代に応じた教師の在り方や教育環境の整備等についてであります。具体的には、以下の事項などについて御検討をお願いします。

（略）

○ 質の高い教師を確保し、資質向上を図るための養成・免許・採用・研修・勤務環境・人事計画等の在り方

《参 考》

<行政苦情救済推進会議（昭和62年12月発足）の構成員>

（座長） 松尾 邦弘 弁護士、元検事総長
江利川 毅 公益財団法人医療科学研究所理事長
小野 勝久 公益社団法人全国行政相談委員連合協議会会長
梶田信一郎 元内閣法制局長官
齋藤 誠 東京大学大学院法学政治学研究科教授
高橋 滋 法政大学法学部教授
南 砂 読売新聞東京本社常務取締役調査研究本部長